

下水道接続促進事業補助金



令和3年4月1日より、下水道処理区域内において、くみ取り式便所や浄化槽を廃止して、公共下水道へ接続する方を対象に工事費の一部を補助金として交付する事業を始めます。

事業の目的

公共下水道へ接続する工事を行う方に対し、その工事費の一部を補助金として交付することにより、快適な生活環境の確保並びに公共用水域の水質汚濁防止及び浄化を図ることを目的とします。

補助対象者の資格要件

- ①建物の所有者であること。(官公署及び新築物件は除く)
- ②国、県又は他の同様な制度による補助等を受けていない者。(ただし、宜野湾市上下水道局水洗便所改造等資金融資あっせん及び利子補給規定はこれに含まないものとする。)
- ③補助金の交付を受けようとする者が市税等を滞納していないこと。
- ④申請書が水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。



補助金の額

| 対象物件 | 区分 | 補助額 |
|-------------------------------------|-------|---|
| 合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又は、くみ取り式便所等を設置している建物 | 課税世帯 | 当該工事費の75%を補助額とする。 ただし、当該補助額が20万円を超える場合は、20万円を限度額とする。 |
| | 非課税世帯 | 当該工事費の85%を補助額とする。 ただし、当該補助額が30万円を超える場合は、30万円を限度額とする。 |
| 低地帯であるため、ポンプ等の設置が必要な建物 | 単独設置 | 当該工事費の75%を補助額とする。 ただし、当該補助額が30万円を超える場合は、30万円を限度額とする。 |
| | 共同設置 | 当該工事費の75%を補助額とする。 ただし、当該補助額が50万円を超える場合は、50万円を限度額とする。 |